

2020年5月26日
ジック少額短期保険株式会社

緊急事態宣言全面解除に伴う営業時間変更のお知らせ

政府は5月25日、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言」を解除することを発表いたしました。

当社は、在宅勤務や時差通勤等で業務に携わる人員を最小限に縮小し、感染防止の徹底を図ってまいりましたが、緊急事態宣言の全面解除を踏まえ、下記の通り営業時間を変更することとさせていただきます。

《営業時間》 平日の午前10時から午後5時まで

なお、ご契約者さま向け各種安心サービスは、引き続き年中無休で24時間対応しております。

事故受付サービス : 0120-492-585 (24時間受付)

生活安心QQサービス : 0120-307-255 (24時間受付)

※当社は、一般社団法人 日本少額短期保険協会の「新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン」に従い、今後も、お客さま、代理店、役職員等の感染防止を最優先で配慮し対応してまいります。そのうえで少額短期保険業者として、お客さまへ安心を継続して提供し続けるために感染防止に留意しつつ業務継続に取り組んで参ります。

当社は新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の「新しい生活様式」を実践し、テレワークや時差勤務等で業務に携わる担当社員数を縮小しているため、お客さまにはご不便をおかけする場合もございますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上